

様式 2

家庭状況調査（2）

番号	世帯の状況等	該当する項目に○をつけてください。
1	ひとり親世帯およびこれに準ずる世帯（死亡・離別・行方不明・拘禁等）	
2	生活保護世帯	
3	生計中心者の失業・倒産等により、就労の必要性が高い場合	
4	虐待やDVの恐れがある場合があるなど、社会的養護が必要な場合	
5	申込児童が身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者手帳のいずれかに該当する場合、又は同程度の障がいがあるとみなされる場合	
6	現在、出産休暇または育児休暇中で、休暇明けに入園を希望する場合	
7	申込児童またはその兄弟姉妹が、育児休暇取得により保育園・認定こども園・地域型保育施設等を一時退園し、育児休暇明けに再入園を希望する場合	
8	申込児童が小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童	
9	保護者が保育所、幼稚園、認定こども園等に勤務（就労予定含む）している場合	
10	保護者が放課後児童クラブに勤務（就労予定含む）している場合	
11	同居者が身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者手帳のいずれかに該当する場合	
12	申込児童または兄弟姉妹が保育所・認定こども園等の継続入園を希望している場合	
13	兄弟姉妹（双子等を含む）が同時に入所を希望する場合 （1）同施設のみを希望する。（それ以外は辞退して待機する。） （2）別々の施設でもよい。 ※入所を確約するものではありません。	どちらかに○をつける※ (1)
		(2)
14	現在、申込児童が一時保育を月8回以上利用している	
15	現在、申込児童が認可外保育所・託児所等を利用している	
16	父または母が単身赴任・長期出張している（1年以上） ※就労証明書に要記入	
17	年度途中申請の場合で、現在申請児童が他の保育所等に入園している場合	
18	自営業を営み、父母が同一の事業所で就労している世帯	
19	勤務している事業所の事業主が、保護者の親族にあたる場合	
20	同居の祖父母等（18歳以上65歳未満）が不就労の場合（疾病・就労等で保育をすることができない場合を除く。）	
付記欄	お子さんの心身の状態や発達について気がかりな点やご心配がある場合、健診時や医療機関の受診時に指摘されたことがある場合は、記入してください。（障がいや重い食物アレルギーのあるお子さん、医療的配慮を必要とするお子さんなど、特別な支援が必要な場合には、申請前に子ども未来課へ必ず相談してください。） □相談事項あり □相談事項なし 	

家庭状況調査（2）

記入例

番号	世帯の状況等	該当する項目に○をつけてください。
1	ひとり親世帯およびこれに準ずる世帯（死亡・離別・行方不明など）	
2	生活保護世帯	
3	生計中心者の失業・倒産等により、就労の必要性が高い場合	
4	虐待やDVの恐れがある場合があるなど、社会的養護が必要	
5	申込児童が身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者手帳のいずれかに該当する場合、又は同程度の障がいがあるとみなされる場合	
6	現在、出産休暇または育児休暇中で、休暇明けに入園を希望する場合	
7	申込児童またはその兄弟姉妹が、育児休暇取得により保育園・認定こども園・地域型保育施設等を一時退園し、育児休暇明けに再入園を希望する場合	
8	申込児童が小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童	
9	保護者が保育所、幼稚園、認定こども園等に勤務（就労予定含む）している場合	
10	保護者が放課後児童クラブに勤務（就労予定含む）している場合	
11	同居者が身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者手帳のいずれかに該当する場合	
12	申込児童または兄弟姉妹が保育所・認定こども園等の継続入園を希望している場合	○
13	兄弟姉妹（双子等を含む）が同時に入所を希望する場合 （1）同施設のみを希望する。（それ以外は辞退して待機する。） （2）別々の施設でもよい。 ※入所を確約するものではありません。	どちらかに○をつける※ (1) (2)
14	現在、申込児童が一時保育を月8回以上利用している	
15	現在、申込児童が認可外保育所・託児所等を利用している	
16	父または母が単身赴任・長期出張している（1年以上） ※就労証明書に要記入	
17	年度途中申請の場合で、現在申請児童が他の保	就労証明書に記入がない場合は不可
18	自営業を営み、父母が同一の事業所で就労している世帯	
19	勤務している事業所の事業主が、保護者の親族にあたる場合	
20	同居の祖父母等（18歳以上65歳未満）が不就労の場合（疾病・就労等で保育をすることができない場合を除く。）	

付記欄 お子さんの心身の状態や発達について気がかりな点やご心配がある場合、健診時や医療機関の受診時に指摘されたことがある場合は、記入してください。（障がいや重い食物アレルギーのあるお子さん、医療的配慮を必要とするお子さんなど、特別な支援が必要な場合には、申請前にこども未来課へ必ず相談してください。） □相談事項あり □相談事項なし

障がいや重い食物アレルギーのあるお子さん、医療的配慮を必要とするお子さんなど、特別な支援が必要な場合には、申請前にこども未来課へ必ず相談してください。